

大船渡中学校生徒会規約

第1章 名称

第1条 本会は大船渡市立大船渡中学校生徒会と称する。

第2章 会員

第2条 本会は大船渡市立大船渡中学校生徒で組織する。

第3章 目的

第3条 本会は、生徒それぞれが自主的精神に基づく自治活動に積極的に参加し、互いに力を合わせて学校生活の充実をはかるとともに、民主的な態度を身につけ、すぐれた伝統を築いていくことを目的とする。

第4章 生徒会役員

第4条 生徒会役員は、会長、副会長（2名）、執行部員（3名）、議長（2名）、専門委員長（各1名）、応援団長（1名）、部長会長（1名）とする。

第5条 会長、副会長、執行部員、専門委員長、応援団長は立候補制とし、全会員の投票により選出する。

第6条 議長は学年生徒会役員の互選によって選出し、生徒会長の委嘱とする。

第7条 部長会長は部長会の互選によって選出し、生徒会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は1期制とし、補欠による役員は前任者に残された期間とする。

第9条

第4章 機関

第10条 本会は、目的を達成するために、次の機関を置く。

第1項 生徒総会

- (1) 全会員によって構成され、この会の最高決議機関であり、前期、後期会長がこれを招集する。
- (2) 会長が認めたとき、または、1学年以上の要求があった場合、臨時にこれを招集する。
- (3) この会は、次のことを行う。
 1. 規約改正に関すること
 2. 役員の承認に関すること
 3. 活動計画並びに総括に関すること
 4. その他

第2項 全校委員会

- (1) 生徒総会に次ぐ決議機関であって、全校生徒会執行部員及び、各学級の代表2名（会長1名、副会長1名）、専門委員長、応援団長、部長会長によって構成され毎月1回開く。ただし、生徒会長が必要と認める場合は臨時に開く。

- (2) この会は、次のことを行う。
 - 1. 生徒会運営についての立案計画に関すること
 - 2. 学級活動の相互援助に関すること
 - 3. その他

第3項 執行部会

- (1) 会長、副会長、執行委員によって構成し随時開く。
- (2) この会は、次のことを行う
 - 1. 生徒会運営についての立案計画に関すること
 - 2. その他

第4項 専門委員会

- (1) 専門委員会は、学習、生活、保健、図書、広報、ボランティア、合唱委員会で構成する。
- (2) 専門委員会は、各学級から選出された委員によって構成され、毎月1回委員会を開く。
- (3) 各委員会には、それぞれ互選によって副委員長、書記を置く。

第5項 特別委員会

- (1) 応援委員会、選挙管理委員会、部長会を置き、それぞれの任務にのっとり、生徒会の特別機関とする。

第6項 応援委員会

- (1) 応援委員会は、応援団（全会員で構成）の応援活動の一切を組織する機関とする。
- (2) 応援委員は、各学級より選出された委員によって構成する。
- (3) 応援委員の互選によって副団長を置く。

第7項 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会は、各学級から選出された委員によって構成する。

第8項 部長会

- (1) 部長会は、各部長をもって構成する。
- (2) この会は、次のことを行う
 - 1. 各部相互援助に関すること
 - 2. 各部の運営に関すること
 - 3. その他

第9項 学級生徒会

- (1) 学級生徒会役員は、会長、副会長、書記、議長で構成し、各学級生徒会員の互選により選出する。
- (2) 会長、副会長（1名）は、全校委員会の構成員とする。
- (3) 各学級では、専門委員、応援委員、選挙管理員を選出する。

- (4) この会は、次のことを行う
1. 行事の運営、学級の生活向上及び諸問題の解決に関すること
 2. 生徒会決定に関すること
 3. その他

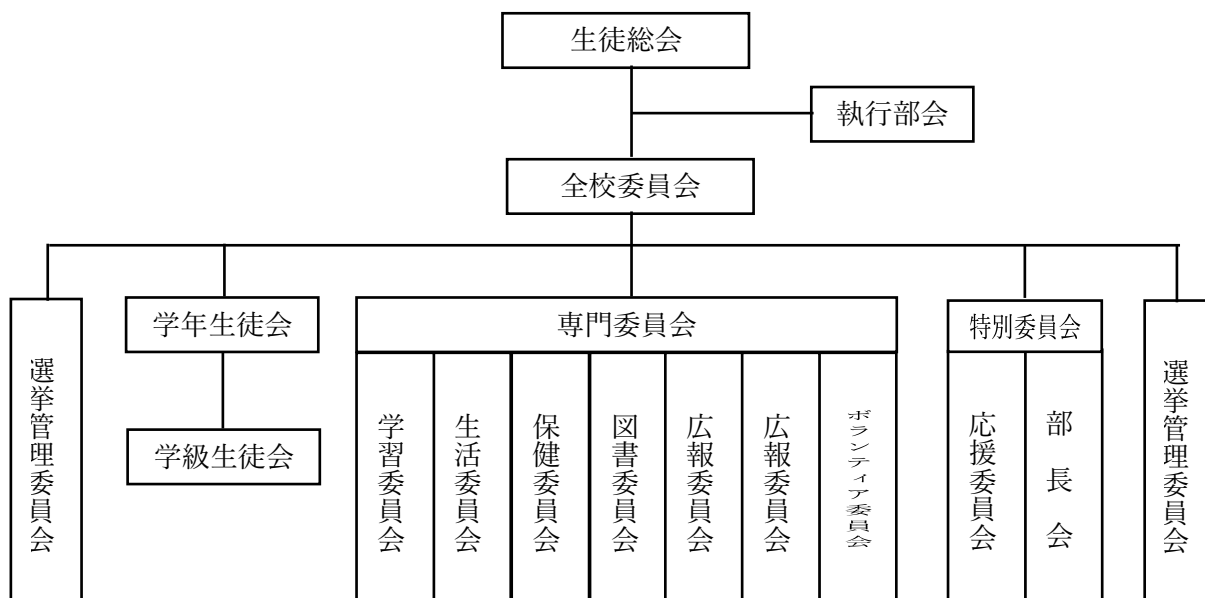
第10項 学年生徒会

- (1) 学年生徒会役員は、会長、副会長、書記、議長で構成し、各学級生徒会役員から互選する。
- (2) この会は、次のことを行う
1. 行事の運営、学年の生活向上及び諸問題の解決に関すること
 2. 生徒会決定に関すること
 3. その他

第11項 地区生徒会

- (1) 地区ごとに組織し、地区の自治に関することを行う。
- (2) 各地区生徒会には、互選により、会長、副会長、書記を置き、任期は生徒会役員の任期に準じる。

第12項 組織図



第5章 会議

第11条 全ての会議は構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

附 則 本規約は、令和7年9月2日より施行する。